# 認定基準等チェック表　（第１表　相対値基準・原則用）

書式第３号の①（法第４４条･５１条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 | | | | |  | | | 実績判定期間 | | 年　月　日～　　年　月　日 | | | | | |
| １　経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（下記注意事項参照）において５分の１（２０％）以上であること。 | | | | | | | | | | | | | | ﾁｪｯｸ欄 | |
|  | |
| |  | | --- | | 実績判定期間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | 経常収入金額（㋙の金額） | | | | ………………………………………… | | | | ① | | 円 | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | 総　収　入　金　額 | | | | | | | | | | ㋐ | 円 | |  |
| 控　 　除 　　金 　　額 | | 国の補助金等の金額（㋡欄に金額の記載がある場合は、記入不可） | | | | | | | | ㋑ | 円 | |
| 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 | | | | | | | | ㋒ | 円 | |
| 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 | | | | | | | | ㋓ | 円 | |
| 資産の売却収入で臨時的なものの金額 | | | | | | | | ㋔ | 円 | |
| 遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓛ欄の「（　）」） | | | | | | | | ㋕ | 円 | |
| 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が１千円未満のものの額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓘ欄） | | | | | | | | ㋖ | 円 | |
| 寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓔ欄） | | | | | | | | ㋗ | 円 | |
| 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・原則用）Ⓙ欄） | | | | | | | | ㋘ | 円 | |  |
| 差引金額　（㋐－㋑－㋒－㋓－㋔－㋕－㋖－㋗－㋘） | | | | | | | | | | ㋙ | 円 | | ➯① |
| ヘ | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | 寄附金等収入金額（㋢の金額） | | | | | | …………………………… | | | ② | 円 | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | 受入寄附金総額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓐ欄） | | | | | | | | | | ㋚ | 円 | |  |
| 控除金額 | | 一者当たり基準限度超過額の合計額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓛ欄） | | | | | | | | ㋛ | 円 | |
| 寄附者の氏名(法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が１千円未満のものの額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓘ欄） | | | | | | | | ㋜ | 円 | |
| 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓔ欄） | | | | | | | | ㋝ | 円 | |
| 休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・原則用）Ⓙ欄） | | | | | | | | ㋞ | 円 | |
|  | | 差引金額　（㋚－㋛－㋜－㋝－㋞） | | | | | | | | | | ㋟ | 円 | | ➯② |
| 会費収入（㋟欄と付表２（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額） | | | | | | | | | | ㋠ | 円 | |
| 国の補助金等の金額（㋟欄の金額を限度とする。） | | | | | | | | | | ㋡ | 円 | |
| 合計金額　（㋟＋㋠＋㋡） | | | | | | | | | | ㋢ | 円 | |
| へ | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 基準となる割合　（②÷①） | | | | | ………………………………………………………… | | | | | | ③ | ％ | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | |

（注意事項）

・　実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前２年（初回のみ２年、更新は５年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、３月決算法人が令和５年７月に申請書を提出する場合、過去２年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和３年４月１日から令和５年３月31日（更新時は５事業年度）となります。

・　チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第２表以下についても同様です。）。

・　③については、小数点以下第３位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表　　第１表付表１（相対値基準・原則用）

書式第３号の③（法第４４条･５１条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |

１　基準限度額の計算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入寄附金総額 | Ⓐ | 円 |
| 休眠預金等交付金関係助成金 | Ⓑ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10％相当額（（Ⓐ－Ⓑ）×10％）） | Ⓒ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50％相当額（（Ⓐ－Ⓑ）×50％）） | Ⓓ | 円 |

２　寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ⓐのうち寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）  及びその住所が明らかでない寄附金の額 | Ⓔ | 円 |

３　寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 寄附金の合計額が20万円  以上の役員の氏名 | | 役職 | | ①  寄附金額 | | ②  ①欄とⒸ（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ）欄のいずれか少ない金額 | ③  ①のうち基準限度超過  額（①－②） | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| 役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額 | | | Ⓕ | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| Ⓕ欄以外の同一の者からの寄附金の額が１千円以上のものの合計額 | 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 | | Ⓖ | 円 | | 円 | 円 | |
| Ⓖ欄以外の者 | | Ⓗ | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| 同一の者からの寄附金の額が１千円未満のものの合計額 | | | Ⓘ | （　　　　　　　　）  円 | |  |  | |
| 休眠預金等交付金関係助成金 | | | Ⓙ | 円 | |  |  | |
| 合　　計（Ⓕ＋Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓘ＋Ⓙ） | | | | Ⓚ | （　　　　　 ）    　　　　　　　円 |  | Ⓛ | （　　　　　　）  円 |

（注意事項）

①～③の各欄の「（　）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表　　 第１表付表１（次葉）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |

○　役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名 | 役職 | ①  寄附金額 | ②  ①欄とⒸ欄のいずれか  少ない金額 | ③  ①のうち基準限度超過  額（①－②） |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
|  |  | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |
| 合計（又は小計） | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 |

（注意事項）

　役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第１表付表１（相対値基準・原則用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表　　　第１表付表２（相対値基準用）

書式第３号の⑤（法第４４条･５１条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |

１　社員の会費に関する基準

　　社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　　準 | | 基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等 | 判　　定 |
| イ | 社員の会費の額が合理的な基準により定められている |  | はい・いいえ |
| ロ | 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である |  | はい・いいえ |

　※　イとロの基準を満たしている場合は、「２　社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

２　社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 社員の会費の額の合計額 | ・・・・・・・・・・ | ① | 円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共益的活動の割合（第２表③欄 ） | ・・・・・・・・・・ | ② | ％ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①から控除する金額（①×②） | ・・・・・・・・・・ | ③ | 円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 差　　引　　金　　額（①－③） | ・・・・・・・・・・ | ④ | 円 |

　　　　　　　　　⇓

第１表（相対値基準・原則用）㋠欄又は、

第１表（相対値基準・小規模法人用）㋜欄へ

（注意事項）

・　社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。